

## 事前評価調書

I 事業概要																																		
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																	
地区名	主要地方道 <small>と き あすけせん</small> 土岐足助線																																	
事業箇所	<small>とよた さかきの</small> 豊田市榊野町																																	
事業のあらまし	<p>主要地方道 <small>と き あすけせん</small> 土岐足助線は、三河山間地域を南北に結ぶ幹線路線である。</p> <p>当該箇所は、敷島小学校および旭中学校の通学路になっているが、防護柵（ガードパイプ）が不連続になっているため、通学児童の安全確保が強く望まれている。このため、危険通学路の解消及び歩行者等の安全確保のため、防護柵設置を行うものである。</p>																																	
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①危険通学路の解消 ②歩行者等の安全確保</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <p>—</p>																																	
事業費	事業費		内訳																															
	0.2億円		■工事費0.2億円、■用補費0.0億円、■その他0.0億円																															
事業期間	採択予定年度	2023年度	着工予定年度	2023年度	完成予定年度	2025年度																												
事業内容	防護柵設置 L=430m																																	
II 評価																																		
①事業の必要性	1) 必要性	防護柵が不連続であり、通学児童をはじめとした歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 防護柵が整備されていない通学路であるため、歩行者の安全を確保するために防護柵整備が必要である。</p>																															
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td>工事</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・防護柵設置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>事業費（億円）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.2</td> <td></td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>							2022	2023	2024	2025	合計	工種区分	工事		←	→				・防護柵設置					0.2	事業費（億円）				0.2		0.2
			2022	2023	2024	2025	合計																											
	工種区分	工事		←	→																													
		・防護柵設置					0.2																											
事業費（億円）				0.2		0.2																												
2) 地元の合意形成	地元自治区からの整備要望もあり、地元との合意形成が図られている。																																	
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。</p>																																

		<p>【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いため。</p>
<p>Ⅲ 対応方針</p>		
<p>事業実施が 妥当である</p>	<p>事業実施が妥当である：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない：上記以外のもの。</p>	
<p>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</p>		
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の指定状況</li> <li>・自転車及び歩行者の通行に係る安全性の改善状況</li> </ul>		